

社団法人五所川原市観光協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人五所川原市観光協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を青森県五所川原市字岩木町 12 番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、五所川原市内の観光資源及び観光物産の開発、宣伝及び紹介並びに観光施設の整備を図り、もって地域経済の振興及び文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光資源の調査、研究、保存及び開発の促進
- (2) 観光及び物産の改善、指導及び開発の促進
- (3) 観光及び物産の紹介及び宣伝
- (4) 観光諸行事の企画及び実施
- (5) 観光客誘致促進及び接遇の改善指導
- (6) 観光施設の整備
- (7) 観光関連産業の育成
- (8) 観光関連諸団体との協調及び情報交換
- (9) 地方公共団体等の行う観光関連事業の受託及び観光施設の管理受託
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人その他の団体

- (2) 特別会員

この法人に特に功労があった者又は、学識経験者で総会において推薦された者

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会の議決を得て会長が別に定める会費を納めなければならない。ただし、特別会員については会費を納めることを要しない。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届けを会長に提出しなければならない。

- 2 会員である個人が死亡し、又は会員である法人その他の団体が解散したときは、その会員は退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (2) 会費を2年以上滞納したとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の議決を審議する総会において弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 6名以内
- (3) 専 務 理 事 1名
- (4) 常 務 理 事 2名
- (5) 参 事 2名
- (6) 理 事 20名以上40名以内(会長、副会長、専務理事、常務理事及び参事含む。)
- (7) 監 事 3名

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 会長、副会長、専務理事、常任理事及び参事は、理事の互選により選任する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務及び業務を処理するとともに、会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、会務及び業務を処理するとともに、会長、副会長及び専務理事に事故があるとき又は会長、副会長及び専務理事がともに欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 参事は、会長を補佐し、会務全般について掌理する。
- 6 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、業務を執行する。
- 7 監事は、民法(明治29年法律第89号)第59条の職務を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において出席会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

- 2 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合について準用する。この場合において、同第2項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員報酬)

第15条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を与えることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 報酬の支給及び費用の弁償に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第16条 この法人に顧問及び参与を各5名以内置くことができる。

- 2 顧問及び参与に関する事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(事務局)

第17条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第18条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第4章 会 議

(会議の種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事、参事及びその他の理事をもって構成する。

(会議の権能)

第21条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決定する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議の開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
 - (2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、開催請求があったとき。
 - (3) 監事が民法第59条第4号に基づいて召集するとき。
- 3 理事会は、次に掲げる場合に随時開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき
 - (2) 理事の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により、開催請求があったとき。

(会議の招集)

第23条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が召集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の場合には、請求の日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求の日から14日以内に理事会を召集しなければならない。
- 3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(会議の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席した会員のうちから選任する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第25条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第26条 会議の議決は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会議における書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 総会にあってはその総会に出席した会員の数及び前条第1項の規定による書面による表決又

は表決の委任があったときはその旨、理事会にあつてはその理事会に出席した理事の氏名

- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、総会にあつてはその総会に出席した会員の中から、理事会にあつてはその理事会に出席した理事の中から、当該会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印しなければならない。

第5章 専門部会

(専門部会)

第29条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を得て、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の構成員は、理事会の議決を得て会長が選任するものとし、その他専門部会に関し必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

第6章 資産及び事業計画書等

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第32条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第34条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、その事業年度開始の日から2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

2 前項の総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算を執行する。

3 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づくものとする。

4 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経て、その事業年度終了2ヶ月以内に青森県知事に報告しなければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において出席会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、青森県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第37条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の議決に基づいて解散する場合は、出席会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、青森県知事の承認を得なければならない。

3 この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において出席会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、青森県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 補 足

(委任)

第38条 この定款の定めるもののほか、この法人運営に必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成7年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第34条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人は、昭和31年7月20日に設立された五所川原市観光協会の有する権利及び義務の一切を承継する。